

鳥羽市総務民生常任委員会会議録

令和元年6月18日

○出席委員

委員長	世古安秀	副委員長	坂倉広子
委員	奥村敦	委員	木下順一
委員	戸上健	委員	浜口一利
委員	坂倉紀男		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・山下市民課長、野村補佐、上村補佐、寺田保険年金係長
- ・中井健康福祉課長、岡本副参事、斎藤補佐、辻川係長、奥村主査、河原室長
- ・前田消防長、鳥谷尾消防次長、家田消防署長、勢力室長、松井室長
- ・中村選挙管理委員会書記長、上村書記次長、奥村書記
- ・中村総務課長、中村補佐、寺田係長

○職務のために出席した事務局職員

次長兼 議事総務課長	木田 崇
---------------	---------

(午前10時05分 開会)

○世古安秀委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本会議において、当委員会に付託された案件は、議案第4号、鳥羽市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について外5件であります。審査に入る前に、改選により委員会の構成と正副委員長がかわりましたので、一言ご挨拶をいただきます。

それでは、私のほうから。

このたび、総務民生常任委員会の委員長を仰せつかることになりました、世古安秀でございます。

鳥羽市の現状、財政的なこと、非常に厳しいところがありまして、私の考えている、2年間、委員長の任期があるわけなんですけれども、行財政改革については、最重要課題であるというふうに思っております。そのためには、月1回の勉強会、委員会の勉強会、本会議のある月以外ですけれども、勉強会や、それから所管の関係からの、現場の声をぜひ聞いて、それを行政に反映させるようにしたいというふうに思っておりますので、議員皆さん、そして執行部の方々のご協力をよろしく申し上げます。2年間よろしく願いいたします。

○坂倉広子副委員長 副委員長の坂倉広子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○世古安秀委員長 順番に自己紹介、マイク入れて自己紹介をお願いします。

○坂倉紀男委員 坂倉でございます。どうぞよろしく。

○奥村 敦委員 奥村でございます。よろしく申し上げます。

○木下順一委員 議長の木下です。よろしく申し上げます。

○戸上 健委員 戸上健でございます。よろしく申し上げます。

○浜口一利委員 浜口一利です。よろしく申し上げます。

○世古安秀委員長 ありがとうございます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第4号、鳥羽市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

冒頭に言いますけれども、挙手の上、そして、氏名、所属名を名乗ってから発言をお願いします。

市民課長。

○山下市民課長 おはようございます。

市民課長の山下です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第4号、鳥羽市福祉医療費助成に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

提出議案書の1、2ページ、それから新旧対照表は1ページをごらんください。

今回の提案理由といたしましては、現物給付の方法による福祉医療費助成の対象者及び対象となる医療機関を定めたく、本提案とさせていただきました。

今回の改正の背景のほうを先に説明させていただきます。

現物給付の方法による福祉医療費助成は、本年度9月1日診療分から、県内全体で相互乗り入れをすることになります。本市といたしましては、福祉医療費の助成は、既に昨年度の9月から未就学児対象に、志摩、そ

して伊勢医師会管内で実施しております。その規定は、今まで規則によって定めてございましたが、今回、9月に県全体で足並みがそろおうということで、県から条例での規定の通知がありましたので、今回規則で定めておりました規定を条例のほうに上げるために、所要の改正を行ったものでございます。

それでは、新旧対照表のほうをごらんください。

助成の方法として1条を加えております。

第9条の2、福祉医療費及び証明書料の助成は、受給資格者または保護者等に支払うことを行うものとする。これは、福祉医療費及び証明書料の助成は、受給資格者または保護者のほうに支払うこととされています。

次に、2項ですけれども、前項の規定にかかわらず、市長は出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある受給資格者に係る福祉医療費の助成については、助成額を当該受給資格者が医療に関する給付を受けた保険医療機関（三重県内の区域内に存する保険医療機関に限る）に支払う方法により行うものとする。ただし、特別な事由があると市長が認める場合はこの限りでない、とさせていただきます。この項におきましては、現物給付は、受給資格要件、年齢が6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る、これが未就学児ということになります。そして、対象となる医療機関の区域をここで定めています。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

○世古安秀委員長 説明は終わりました。ご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 2点お伺いします。

まず、対象なんですけれども、30年度の水準で何人になりますでしょうか。最新の水準で結構です。

○世古安秀委員長 市民課長。

○山下市民課長 現物給付の対象者で、一番直近で5月13日時点になりますけれども、子供医療が670人、ひとり親が37人です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 これ、現物給付にすると窓口無料ってことなんですけれども、国からペナルティーが、これまででありました。私の一般質問で、鳥羽市のペナルティーは、中学校卒業まで一応、医療費の無料ということになっていましたので、540万というところやったかな、それぐらいの額でした。

今回の、県全体の未就学児の現物給付によって、このペナルティーというのはどうなるのでしょうか。

○世古安秀委員長 市民課長。

○山下市民課長 戸上委員が言われているペナルティーの件ですが、平成30年4月から、国におきまして、未就学児までを対象とする医療費助成について、交付金の減額調整措置は行わないことにされております。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 質疑でしたか、一般質問でしたか、その中で、ようやく皆さんの運動で、このペナルティーも廃止になったと。だから、そのペナルティーの分を、窓口無料化の数字を引き上げると。

今は、未就学までですけれども、小学校、中学校まで広げろという提案をしました。県全体で未就学ということですが、担当課としても、これから市内の父母の願いに応じて、さらに中学校卒業まで窓口無料に頑張ってもらうように、ちょっとそれは激励しておきます。

以上です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

浜口一利委員。

○浜口一利委員 今回、窓口無料化になったという大きな原動力になったというのは、やはり国にいわゆる、これまで戸上委員の言われたとおりに、ペナルティーとか、いろいろそういう話があったわけなんですけれども、やはり、県が動いたからこんなことができたということによろしいんですか。

○世古安秀委員長 市民課長。

○山下市民課長 福祉医療費の現物給付化は、県の、最初は子育て支援策の取り組みからきております。そこから、現物給付導入の検討を行ってきておりまして、そこにプラス、市町や、それから関係団体からの現物給付化の要望が出されてきました。こちらの、県の補助事業になっておりまして、補助事業ということですので、これは市町が行うこの助成制度に対しまして、県は2分の1を補助してもらっているような制度になっております。

○世古安秀委員長 浜口一利委員。

○浜口一利委員 いわゆる、県が動かないと、ちょっとなかなか実施できにくいという部分もあったことかとは思いますが、これまで、説明の中で、伊勢、志摩医師会の規則で、鳥羽市は昨年からは6歳窓口無料化を実施していたということなんですけれども、今、説明では、県の医療機関が実施するよということになったというので、県で進んだということによろしいんですね。

○世古安秀委員長 市民課長。

○山下市民課長 そのとおりでございます。

○世古安秀委員長 よろしいですか。

○浜口一利委員 もう一点。

○世古安秀委員長 浜口一利委員。

○浜口一利委員 窓口無料化になったというところで、未就学児、6歳までの子育ての方々には大変いいことだと思うんですけれども、反対に心配されるのは、医療費が増額するのではないかというような懸念も、何かそんなことも聞いたことがあるわけなんですけれども、そのあたりはどのように見ているか、ちょっとそれをお聞かせください。

○世古安秀委員長 市民課長。

○山下市民課長 いわゆる過剰受診という言葉があります。コンビニ受診とも言われるんですけれども、これは、休日とか夜間に、緊急性のない軽症な患者が病院の救急外来等を自己都合で受診する行為なんですけれども、やはり、そういった受診がふえてこないかなという、そういう心配はあります。

○世古安秀委員長 浜口一利委員。

○浜口一利委員 そんな懸念はあるかとは思いますが、やはり、早いうちにお医者さんにかかるというのは一番大事なところなんで、そのあたりはいろいろ、まだこれから改善もされていこうと思いますので、それについては、私も反対はしないというところで、そんなことで終わります。

以上です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

○世古安秀委員長 ないようですので、次に、議案第5号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 おはようございます。健康福祉課長の中井です。よろしく申し上げます。

議案第5号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

今回の、まず提案理由といたしましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴いまして、災害援護資金の貸付利率及び償還方法等について所要の改正をしたく、本提案をさせていただいております。

今回の、災害弔慰金の支給等に関する法律、それから施行令の改正につきましては、大きく言いますと4点ございます。

まずは、災害弔慰金の支給等に関する法律のほうの中で、年利が今まで3%というふうに固定されていたものが、市町村が独自に条例で3%以内ということで設定が可能になりました。それから、法律施行令のほうの改正によりまして、保証人が今まで必置義務、必ずつけなければならないというのがあったんですけども、これも各市町の独自の判断ということになりました。それから、違約金です。違約金は年10.75%というのが固定でしたが、これが主金利の動向を踏まえて、年5%ということになりました。それともう一つが、償還方法につきましては、今まで月賦、いわゆる月払いというのがなかったんですけども、それが加えられました。

内容の説明につきましては、新旧対照表のほうで説明を申し上げたいと思います。新旧対照表の2ページをござらんください。

まず、第13条第2項でございます。

こちらのほうは、下線括弧書きにありますように、新のほうで、令第7条第2項の括弧書きの場合は5年というふうに加えさせていただいております。これは、償還期間は10年なんですけど、そのうち3年が据え置き期間でございました。それを、この括弧書きの場合といいますのは、内閣総理大臣が特別に認めた場合というのがございます。それを加えさせていただくという形になります。

続きまして、14条でございます。

14条につきましては、利率が定められておりました。これは、年3%というふうに固定がされておりましたが、そちらのほう、14条の1項において、保証人を、今まで必置事項であったものを、保証人を立てることができるというふうにさせていただいております。それが、2項におきまして、保証人を立てる場合は無利子、立てない場合はその利率を、延滞の場合を除き年3%以内で規則で定める率とするというふうにさせていただいております。それから第3項です。第1項の保証人は、災害援護資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとして、その保証債務は令第9条の違約金を、先ほど言っておりました違約金を包含するものとするということでございます。

それから、第15条でございます。

15条は、償還のところに、今まで年賦、いわゆる年払いまたは半年賦、半年払いというのでしたけれども、ここに月払い、月賦償還というのを加えさせていただきました。それから、15条の3項でございます。

15条の3項からは、償還免除の後の保証人、これは必置事項であったものを抜きまして、最後の8条から12条までとなっておりましたのを、条ずれがおきましたので、第11条というふうに変えさせていただいております。

説明としては以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

○世古安秀委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 3点お聞きします。

弔慰金と援護資金ですけれども、本市の受給事例というのはあるのでしょうか。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 貸し付けにつきましては、今まで実績がございません。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 弔慰金はあるんですか。

○世古安秀委員長 斎藤課長補佐。

○斎藤課長補佐 過去にございます。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 弔慰金は、これまで300万だったのが500万になるわけです。亡くなられるということですから、悲しいことなんですけれども、それだけ上がるということは、これは妥当なことじゃないかというふうに思うんです。

委員長、続けてよろしいですか。

○世古安秀委員長 どうぞ。

○戸上 健委員 2問目ですけれども、3%ということから3%以内ということになりました。市も、それに基づいてこの条例改正、我々がこれを可決すれば、当然3%から何%にするかという検討を始めるかというふうに思うんですけれども、そのめどはどうなんでしょうか。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 規則のほうで、1.5%というふうに定めることとなります。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 それはもう、我々が、これを本会議で可決されれば、即刻1.5%ということで執行していくということでもいいんでしょうか。

○戸上 健委員 わかりました。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 3点目ですけれども、これ、課長、あなたのときじゃなかったけれども、僕一般質問で、市のこの災害見舞金、これ43年間同額で変わっておらんと、何とかせなあかんと違うかという質問をしました。それで、検討させていただくという答弁だったというふうに思うんです。あれからもう、四、五年たつというふ

うに思うんですけども、これ、国の言う手厚くするという方向を受けて、当然、市も投資をすべきだというふうに皆さん方は再考したんじゃないかというふうに思うんですけども、その他の議論はどうなったんでしょうか。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 以前、戸上委員がそのような形で問いかけというかご提案をいただいたというのは、私も知っております。

その後、たしか県のほうも見舞金の制度というのを、市町と同額のことを出すことになりましたので、その分はふえております。しかしながら、やはり見舞金は見舞金です。ですので、見舞金を今のところ、増額という形は、検討はもちろんしておりますけれども、今のところ、まだそのような弔慰はないのかなというふうには考えております。

今回のやつは、あくまでも貸付金のほうですんで、見舞金となりますと、ちょっとニュアンスが違うのかなというふうには考えております。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 議案からちょっと外れますもんで、委員長、これまた一般質問で、それでいいんかということ質問させていただきます。

○世古安秀委員長 そうしてください。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、次に、議案第6号、鳥羽市介護保険条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 続きまして、議案第6号、鳥羽市介護保険条例の一部改正について説明をさせていただきます。

まず、提案理由といたしましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料軽減の強化に関する所要の改正をいたしたく、本提案とするものでございます。

新旧対照表で、再び説明をさせていただきます。3ページをごらんください。

今までの経緯といたしまして、現行の旧にございますように、第2条の第2項におきまして、本市の介護保険料の設定、所得段階ですと13段階ございます。

すみません、提出しました資料のほうもあわせてごらんいただければと思います。

第2条第2項におきまして、この第1段階、所得段階としましては第1段階のみが軽減ということになっておりました。それが、今般の消費税の増税に合わせまして、保険料率の軽減を拡大するというのが、今回の条例改正でございます。

第2条におきまして、第2条第1項は略されておりますが、第2条第1項におきまして、各段階の保険料率

が全て定められております。

追加いたします第2項、改正いたします第2項をごらんいただきたいんですが、本市の保険料率は、介護保険法の施行令第39条第5項に基づいて、第1段階は4万1,700円を3万7,530円としておりましたが、それが令和元年度、今年度から、今年度は3万1,270円、令和2年度は2万5,020円とするものでございます。第3項におきましては、第2段階の方々につきまして、5万4,210円となっているものが、4万7,950円、令和2年度は、4万1,700円とするものでございます。第4項につきましては、第3段階の方々につきまして、令和元年度は6万2,550円を6万460円に、令和2年度は5万8,380円とするものでございます。

この対象者につきましては、先般、6月の初めに、今年度の賦課が確定いたしましたので、その人数が入れてございます。

説明としては以上です。

○世古安秀委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 僕は、安倍政権けしからんというふうに言うておったんだけど、これは、いいことをしました。まず言うておきます。

それで、ちょっと僕は自分で試算したものが、ちょっと資料が古いんで、きょう出た担当課の資料とちょっと違いますけれども、これ第1段階の方々、この19年度、令和元年ですけれども、これは、6,260円、第1段階、第2段階の方は低くなると、軽減になるということによろしいですね。そうすると、来年になりますと、1万2,510円ずつ軽減になるということによろしいですね。

この該当人数がそこに出ておりますもんで、ちょっと僕、これ古かったもんで、軽減、第1段階から第3段階まで、合計すると全体の軽減額というのは19年度でどれだけ、20年度でどれだけになりますでしょうか。令和元年ということです。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 すみません、20年度、令和2年度のほうはちょっとまだ人数が出ておりませんので、試算はしていないんですが、この30年度と令和元年度を比較しますと、当初予算のベースですが、1,962万7,000円ほどの軽減となります。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 僕の計算では、1,396万3,860円だけれども、これは該当人数がね、このいただいた表と若干違うもんで、それになるかというふうに思う、1,962万7,000円という答弁でした。来年になると、これがまた1,300万ぐらい、またプラスしてふえます。それだけ2,000万から3,000万近く軽減になるということです。

それで、それだけ介護保険料の収入が減るわけだから、軽減になると、この補填というのはどうなるんでしょうか。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 ご存じのとおり、介護保険自体は、半分は国、県、市が持って、半分は被保険者の方々の保険料で成り立っております。今回の軽減分に関しましては、国、県、市からの持ち出しとなります。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 それぞれ、ということは、介護保険料に対して、軽減はありがたいことなただけけれども、一般財源から出さんならんということになりますよね。それはどれぐらい出るんでしょうか。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 30年度につきましては、140万3,000円でございます。31年度、令和元年度につきましては490万8,000円が出るようになります。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 これだけ軽減になって、2,000万近い軽減なただけけれども、そのうち、軽減額について市が負担しなきゃいかんというのは、140万という答弁でした。ですから、あと国と県が責任持ってこれを補填するということになります。結構なことだというふうに思います。

以上です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

○世古安秀委員長 ないようですので、次に、議案第7号、鳥羽市消防団条例の一部改正について担当課長の説明を求めます。

消防長。

○前田消防長 消防本部消防長の前田です。フレッシュではありませんけれども、新人ですのでよろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、議案第7号、鳥羽市消防団条例の一部改正についてご説明をいたします。

提出議案書につきましては、7ページ、8ページをお願いします。

提案理由といたしましては、高齢化が進展している社会情勢を鑑み、消防団の維持及び充実を図るため、消防団員の任用年齢の上限を廃止し、あわせて文言等に関する規定を整備いたしたく、本提案とするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明をいたしますので、4ページ、5ページをお願いいたします。

それでは、第4条第1項中の、旧のほうですけれども、「副団長以下」を削ります。あと、同項の第2号中「55歳未満」を削ります。

次に、文言の部分ですけれども、第6条第2項中「第2号」を「第3号」とし、「第1号」を「第2号」といたしまして、同項に第1号として、「死亡したとき、または所在不明となったとき」を新たに加えるものでございます。あと、13条関係の、別表第1の階級の欄、これ5ページのほうですけれども、「その他の団員」を「団員」に改めます。

施行日といたしましては、公布の日から施行となります。

以上、説明といたします。ご審議よろしくをお願いいたします。

○世古安秀委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

浜口一利委員。

○浜口一利委員 きんの質疑があったものでやりにくいんですけども、55歳というところ、削るということなんですけれども、これは60歳にするというものか、もう無制限にするというのかどちらなんですか。それは何もうたっていないもので。

○世古安秀委員長 消防長。

○前田消防長 もう、55歳削りまして、無制限ということで、もう意欲のある方に入っただけであればということですので、もう皆さんも対象となりますので、ぜひ奮って、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう既に、議員の皆さんの中にも3名の方が消防団員として活躍をしていただいております。それと、浜口委員には以前にも消防団をしていただいたというような経験もございますので、その豊かな経験も含めて使わせていただけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○世古安秀委員長 浜口一利委員。

○浜口一利委員 定数が510に上がってということで、きのう、今、その中で456人、これをやらないと、それがまだ少なくなっていくという現状があるということですね。

○世古安秀委員長 消防長。

○前田消防長 きのも、市長の答弁があったんですけども、やはり、若手がおりませんので、新人の若手団員のなり手がいないというのが、非常に頭の痛い問題になりますので、経験のある方とか、あと、意欲のある方、消防団の団長さん含め、副団長、分団長の幹部の方々といういろいろ議論をして、今後、その対象がどうなっていくのかということも含めて、今後議論して、またそれで皆さんのほうから、いろいろな地域の事情とか情報をいただいて、また説明に来いということがありましたらいつでもうちのほうから説明に行つて、消防団員のなり手の方、特に若い方がいいんですけども、若い方に限らず、今回この経験のある方、意欲のある方が入っただけのようにということで55歳を外したという経緯になります。

以上です。

○世古安秀委員長 浜口一利委員。

○浜口一利委員 消防長、今、そのような話をしていたわけなんですけれども、現実に地域に若い人がいないということなんで、そのような話も出たわけなんですけれども、実際、若い人がいればこんなことはないわけなんですけれども、条例で510人と決まっているってことなんですけれども、それを少なくするという方法だと、やはりいろんなところで影響があるわけなんですか。

○世古安秀委員長 消防長。

○前田消防長 消防団の人員というのは、国が示します消防力の整備指針ということで決まっておるわけなんですけれども、この消防団の人数に関しましては、細かい規定がございまして、地域の実情によるというような、ざっくりとした決め事になっておりますので、実際、人口が減つてきて、若手もいない、人も少なくなつて、この510名が実際に要るのかというような、またそういう議論も必要かなというふうには思つてんですけど

も、ただ、全国の各地の災害状況を見ていますと、ああいうような災害が、鳥羽市でもいつ起こってもおかしくないというのが肌で感じておりまして、また、南海トラフの地震、津波の災害等々も危惧されておりますので、多ければ多いほど、これは安心が確保されるわけなんですけれども、ただ、その510名をどうしていくかというのを、今後の課題かなとも思います。またよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○浜口一利委員 ありがとうございます。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 2点お伺いします。

これまで、55歳定年だったんですけれども、その理由は何だったんでしょうか。

○世古安秀委員長 消防長。

○前田消防長 55歳というのは、昔の公務員の定年に合わせていた経緯があるかとは思ひます。それをそのままにしてなぶってなかったというのが実情かなというふうに思ひます。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 単なる、物理的な年齢の制限で、冒頭、消防長おっしゃったように、60、70になっても体力頑健と、意欲満々という人もいるわけですから、僕は、これ取っ払ったのは正解ではないかというふうに思ひます。

続いてよろしいでしょうか。

○世古安秀委員長 どうぞ。

○戸上 健委員 所在不明というのが今度入りましたけれども、こういう事例は鳥羽市でもあるんでしょうか。

○世古安秀委員長 消防長。

○前田消防長 鳥羽市ではございません。

なぜ、このような項目が入ってきたかというのと、やっぱり東北の大震災の影響で、あの時点で、やはりかなりの団員の方が犠牲になられまして、団員の方も所在不明ということになりまして、後々の対応が非常に苦慮されたというようなことも聞いておりますので、あつてはならんことなんですけれども、そういうような状況で、こういう項目を入れさせていただいたというような感じではあります。

以上です。

○戸上 健委員 なるほど。よくわかりました。

以上です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

浜口一利委員。

○浜口一利委員 全国的に、消防団員が少なくなってきたというのはよく聞くし、そんな事例もよくあるわけなんですけれども、地域がやはり消防団の人たちが一生懸命やってくれた中で、安全と安心が守られているという現実があるわけなんですけれども、やはり、消防団を募集してふえたというような事例が、何か聞くところ

があればちょっと、お聞かせ願いたいんですけども、そんな事例があればということなんで。

なかなか鳥羽市でも難しいと思うんですけども。

○世古安秀委員長 消防長。

○前田消防長 なかなか、募集してもみずからというのと、それとあと、やはりこの消防団ということで、やはり制服を着ていますので、なかなか、自分が入りたくても、ハードルが高いとか思っている方が見えるというのも、先日聞かせていただいた情報ですので、そちらの件につきましても、やはり議員の皆さん等々からも情報をいただいて、入りたいと言うとんのやけどということをいただきましたら、またすぐにでも説明に上がりたいと思いますので。

今までは、基本的には、各分団が地域の方、地域の実力をわかってみえますので、各分団で組織を守っていただいていたというのが実情でございます。

以上です。

○世古安秀委員長 浜口一利委員。

○浜口一利委員 消防長言われるように、地域はもう、自分らで守るという意欲が十分あって一生懸命やっている、どこの地域の消防団もそうなんですけれども、なかなかそれが難しいということになっていくような現状もあるわけなんで、もうこれ以上進んでしまうと、消防職員が地域に出張ってというような、そんな、これはちょっと議案から離れていくわけなんですけれども、そんなことも懸念されるもので、増員ということも大事かと思うんですけども、また今後そのようなことも考えた中で、地域の安心・安全を守ってほしいなと思います。

以上です。

○世古安秀委員長 消防長、一番、各地域の安全・安心を守るためには、やっぱり消防団本当に、日常から活動していただいていますので、以前にあった女性の団員をふやすというふうな、そういうことも議論されたかと思うんですけども、その辺の状況はどうですか。

消防長。

○前田消防長 先ほど言いました、女性団員というのも非常に大事だと思っています。

今は神島と坂手の2分団だけでございまして、今14名の方が活躍をしていただいております。女性ならではのできない消防団活動というものもあると思いますので、またぜひ、女性の方も入っていただきまして、それとあと、8月には広報とぼのほうへ一面いただいて、募集の依頼をかけるというのも、今もう計画中でございますので、また市のホームページ等も含めて、募集をかけていきたいと思いますので、また情報提供をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○世古安秀委員長 今後も努力、よろしくお願ひします。

ほかにございませんか。

坂倉広子委員。

○坂倉広子委員 すみません、この年齢を撤廃していただいたことによって、例えば兄弟とかそういうふうなことも条例として、何か規則があるとかそういうのではないということですか。

○世古安秀委員長 消防長。

○前田消防長 別に、1世帯のうちに1人だけというような決まりはございませんので、今までも兄弟で入って見える方もおりますし、それから親子で入っていただいておりますので、何人でも結構ですので、ぜひ入っていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

○坂倉広子委員 期待したいと思います。

もう一つ。

○世古安秀委員長 坂倉広子委員。

○坂倉広子委員 三重県下で、大きい町と、それと小さい町になるんですけれども、市とか町とか、広域で連携を結んでいる消防団さんがあると、私、聞かしてもらったんですけれども、実際そういうふうなことはあるんですか。

○世古安秀委員長 消防長。

○前田消防長 常備のほうは、県下相互応援協定というのがあるんですけれども、うちの鳥羽市消防団に限りましては、今のところ、そういう応援協定というのとは結んでおりません。

ただ、条例のほうでは、市外への出動というのは、消防長が認めたらできるというような項目はありますので、依頼があつて出動させるということは可能かなとは思っています。

○世古安秀委員長 坂倉広子委員。

○坂倉広子委員 以前、伊賀市さんと紀北の消防団さんの連携があつたりとか、そういうことがあるとお聞きさせてもらったものですから、そういう広域連携というのはどういうふうな形になっているのかなと思ひまして、きょうはちょっと伺いました。

○世古安秀委員長 消防長。

○前田消防長 消防団の組織は、やっぱり今消防団、きのうもあつたんですけれども、市長直轄の部隊となつてきますので、消防本部と消防団というのとは完全に別の団体になりますので、うちは、災害時には権限があるんですけれども、日常時は権限がございませんので、消防団の、先ほども言わせてもらったとおり、団長を初め幹部の方々と、そういう提案もあつたよということで、また今後、議論を進めていきたいなと思ひますので、よろしくお願いします。

○坂倉広子委員 よろしくをお願いします。

以上です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○世古安秀委員長 ないようですので、続いて、議案第8号、鳥羽市火災予防条例の一部改正について担当課長の説明を求めます。

消防長。

○前田消防長 続いて、よろしくをお願いします。

議案第8号、鳥羽市火災予防条例の一部改正についてご説明をいたします。

提出議案書につきましては、9ページ、10ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく、本提案とするものでございます。

議案の概要を、ちょっと先に説明をさせていただきたいと思います。

2点ございまして、1点目は、避雷設備に関する事項でございます。こちらは、不正競争防止法等の一部を改正する法律におきまして、工業標準化法が産業標準化法に、日本工業規格が日本産業規格に、それぞれ改められたことに伴いまして、当該改正を鳥羽市火災予防条例に反映をするものでございます。

2点目は、住宅用防災警報機器等の設置の免除に関する事項になります。どういう内容かといいますと、現在の、鳥羽市火災予防条例におきまして、住宅部分の寝室や寝室が2階の場合には、階段上にも煙感知器を設置するなど、住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準を設けております。この一部改正の内容につきましては、特定小規模施設用自動火災警報設備を、小規模施設の住宅部分に設置した場合、住宅用防災警報器の設置を免除することができるというような内容となります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表でご説明をいたしますので、6ページをよろしくお願いをいたします。

それでは、まず、1点目のほうですけれども、避雷設備ということで、第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）」というのに改めます。

次に、設置の免除の項ですけれども、第29条の5、第1号中「作動時間が60秒以内」を、「種別が1種」に改め、同条中第6号を第7号といたしまして、第5号の次に、第6号といたしまして、「第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に、特定小規模施設用自動火災警報設備を、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）、第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき」を加えるものでございます。

施行日といたしましては、公布の日から施行となります。ただ、16条の避雷設備に関しましては、改正は令和元年7月1日から施行となりますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○世古安秀委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

浜口一利委員。

○浜口一利委員 これは、避雷設備をつけなければならなくなる施設、旅館とかそういうのがふえるということかな。

○世古安秀委員長 松井室長。

○松井室長 予防室長の松井といいます。よろしくお願いいたします。

避雷設備がふえるというわけではありません。ただ、その条例の中の、日本工業規格の部分で産業規格というふうに変更するだけのもので、施設に対して避雷設備をつけなさいというものではありません。

○世古安秀委員長 浜口一利委員。

○浜口一利委員 鳥羽市内の中で、そんな設備をどうしてもつけなければいけないという建物は余りないということですか。

○世古安秀委員長 消防長。

○前田消防長 この、避雷設備をつけるのは、基本的には屋外タンクとか危険物のほうの施設になります。以上です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、続いて、議案第11号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 総務課長の中村です。よろしく申し上げます。

6月17日提出の議案書のほう、ご用意をお願いします。新旧対照表も6月17日のものをお願いします。

1ページめくっていただきまして、議案第11号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

提案理由ですけれども、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、同法の基準にのっとって規定している投票管理者と選挙の執行に携わる者に対する報酬額を改正したく、本提案とするものでございます。

新旧対照表1ページ、2ページをごらんください。

それぞれ、200円から100円の増額をしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○世古安秀委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お聞きします。

国会議員選挙の、国政選挙の立会人の、今回の改正なんだけれども、当然、市の選挙の開票ということにも連動してくるというふうに思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

○世古安秀委員長 総務課長。

○中村総務課長 委員会の委員等の報酬の条例の改正ですので、市議選も同じく改正されるということでございます。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうなると、今回のこの条例改正では、国政選挙だけではなく、県、市も、全部該当すると、網羅するというふうに理解していいんでしょうか。

○世古安秀委員長 総務課長。

○中村総務課長 そのとおりでございます。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 私、市議選の場合は、市の一般財源を使うということになります。支出がふえるということになります。どれぐらいふえるのでしょうか。

○世古安秀委員長 奥村書記。

○奥村書記 選挙管理委員会書記の奥村です。よろしくお願いします。

今回の、参議院がありまして、どの選挙で差が、国の選挙で、県の選挙で、市の選挙で、この報酬額、差がございませんので、今回の参議院でどのくらい影響があるのかなというのを調べました。

その結果としましては、約2万5,000円ぐらいふえることになります。

以上です。

○戸上 健委員 了解です。

○世古安秀委員長 先ほど、私、総務課長というふうに指名しましたけれども、選挙管理委員会の書記長ということで置きかえていただきたいと思います。

ほかにございせんか。

(発言する者なし)

○世古安秀委員長 ないようですので、審査を終わります。

これで、付託された議案の説明を受けました。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで議案に対する討議を行いますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 よろしいですね。

討議もないようですので、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第4号、鳥羽市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第4号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第5号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第5号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第6号、鳥羽市介護保険条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第6号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第7号、鳥羽市消防団条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第7号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第8号、鳥羽市火災予防条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第8号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第11号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第11号については原案どおり可決することに決定しました。

それでは、その他の通告の項に入りますが、説明員を入れかえますので、そのままお待ちください。

それでは、暫時休憩いたします。

(午前11時03分 休憩)

(午前11時07分 再開)

○世古安秀委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、その他の項に入ります。

ご発言は、通告の順に進みますのでご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、戸上委員。

○戸上 健委員 お疲れのところ申しわけありません。その他の項で3点お伺いします。一般質問でちょっとできなかったことも含めて、厄介かけますけれども、どうぞご協力よろしくお願ひします。

1点目、市民課長にお聞きしますけれども、国民年金保険料の産前産後期間の免除制度について、この4月から免除制度が始まりました。月額1万5,610円だったかな、4カ月すると6万5,640円の免除ということになります。私、鳥羽市の状況はどうかというふうにホームページを開きましたけれども、何かヒットしなかったんです。それで、知らない市民もおると思います。市内のこの該当者数、それから免除申請者数、それから周知、これについてご説明ください。

○世古安秀委員長 市民課長。

○山下市民課長 戸上委員のご質問でございます。

まず、市内の該当者数です。こちらの数なんですけれども、基準日というか、一番直近の数でお答えさせて

もらいます。申請は、出産の6カ月前から申請はできることとなりますので、これから考えて6カ月後、母子手帳とかの交付をいただいている方をカウントしまして該当者数とさせてもらっています。それ以前は、出産後の方も含めての該当者数ということでご承知いただきたいと思います。

18件、該当者はいます。そのうち、申請をいただいている方は7件です。

周知ですけれども、昨年11月の下旬から、市民課の窓口、そして連絡所に案内の、日本年金機構が作成したパンフレットがございますので、そちらの周知用のチラシをカウンターに置いてあります。あと、健康福祉課のほうでご協力をいただいております。母子手帳を、交付をする際に、そちらのチラシのほうも配付させていただいております。また、広報とば、7月1日号におきまして、年金の免除申請とともにご案内のほうを掲載しようと思っております。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 該当者18件で、申請7件ということは半分以下ですわね。その理由は何なんでしょうか。本来、年金保険料6万5,640円免除になって、該当者は非常に助かるということで、本来であれば、100%、18件とも申請してもらおうというのが法の趣旨を生かすことというふうに思うんです。7件にとどまっておるという理由が、ちょっと僕釈然としないんですが、どういうことなんでしょうか。

○世古安秀委員長 市民課長。

○山下市民課長 これまで、周知の方法として、してこなかったことが一つあります。

それは、出生届のときにご案内してきたことはございませんでした。なので、まず、周知の方法として一つやらなかった部分が申請者数も少なかった原因の一つかなと思います。

今後は、出生届が出たときに、そちらのほうのご案内、さかのぼって申請することもできますので、そういったこともその折に受け付けできるように周知はしていきたいと思います。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 伊勢市も、この広報いせ、これで周知してましたし、それから僕の友達が新潟県の胎内市におるんやけれども、胎内市は、子育て支援室と、それから市民課と、鳥羽に当てはめればこの2つの課が互いに協力して、そしてホームページでもどンドン宣伝するし、市の広報でも宣伝しております。1ページ使ってこれを宣伝しておりました。ぜひ、参考に、胎内市していただきたいと思うんです。ですから、これは申請主義やもんで、申請しないと受けられません。18件の人は、全部知っておったかという、僕は疑問です。この6万円助かるわけですから、ほとんど知らないまま済んでいってしまっているんじゃないかというふうに思います。

課長の説明では、過ぎても申請すればオーケーということでした。これは4カ月間免除になりますので、ぜひこの点も強めていただきたいというふうに思います。

次に、2点目、菅島採石の現状と到達状況についてお聞きします。

これも、市の焦点課題で、僕も一般質問で何度も聞いてきました。前回は、この8年延長ということで、これも市を二分するような議論になって、議会でも大議論になったところですよ。

26年7月1日に締結された緑化協定書が、34年3月31日を緑化終結日としております。あと2年

10カ月ですけれども、計画どおりに進んでいるのでしょうか。というのは、なんで僕が心配するかといいますと、これまで延長、延長で、何回も、これ8回延長になりました。その理由は、計画どおり進みませんでしたと、石もとれませんでしたと、緑化も進みませんでしたと、それで延長させてくださいということが基本になっておったわけですよ、理由に。今回は、そういうことはもうまかりならんということだというふうに思うんです。ですので、担当課は非常にこれは、苦勞をなすっているというのは、僕はようわかっております。わかっておるけれども、あと2年、3年弱で、今度こそ大丈夫なんだろうなということを、きょうの時点で確認、押さえておきたかったんです。いかがでしょうか。

○世古安秀委員長 総務課長。

○中村総務課長 総務課長、中村です。

採石の部分については、長い歴史の中でその時代、時代の首長さんがいろいろご苦勞されてきたことです。

採石について、ここで終結するののかという返答は、ちょっと私は今ここでは、申し上げられませんけれども、ご質問の、その緑化という部分について説明をさせていただきたいと思います。

戸上委員おっしゃられたように、26年7月1日、8年ということで、締結をされています。34年3月31日までということで、2年10カ月というふうにおっしゃっていただきました。一応、1年の猶予が認められておるといふことで。

○戸上 健委員 緑化工についてね。

○中村総務課長 そうですね。それにつきましては、実際は3年10カ月の残り期間ということになるかと思えます。

進捗状況ということですが、大山、東山、それぞれ協定書の計画でいきますと、計画どおりは進めていただいておりますということは、まず言えるかと思えます。

まず、ヒガシヤマですけれども、これにつきましては、菅島採石場の緑化監視委員会、委員会の中でも徐々にですけれども、変化は出てきておるといふふうな、委員からの意見もございます。ただ、ツタ類が吹きつけでツタ類、植物関係をやっておるわけなんですけれども、冬場はどうしても、そういうツタ類というのは枯れてしまっていて、見た目がとても緑化といえないような状況の部分も多々あると思えます。今の季節ですと、緑色の部分が増加してきているということが言えるかと思えます。

それから、大山につきましては、小段の設計がしてありますけれども、その小段の部分につきましては、結構しっかり繁茂してきているというところ、私まだ現場に行っていないんですけれども、写真等で確認をさせていただいております。ただ、その80メートル以下のり面というんですか、斜面になっている、そこら辺がなかなか活着が悪くて、委員さんの中からも指摘を受けている状況です。

この間、5月24日に今年度の第1回の監視委員会を開催しました。この中で、そういう、うまいこと活着ができていない部分について、新たな手法も含めて、学識経験者、それから自然保護官の方も参加いただいておりますので、そういう方々の意見を聞きながら、新たな手法も交えていきたいということを議論されました。新たな手法につきましては、今までもやっているんですけれども、土壌改良、肥料、土、それをユンボで掘って、入れて、そこへ植栽をしていく、それと購入するような木だけではなくて、地元の木を移植すると、そういうことも今年度、新たに取り組むということで、もうこの5月24日の会議以降、それにつきましては早速

進めていくということで会議の中では話がされました。

この委員会の会議録等につきましては、ホームページでその都度報告、公開はさせていただいておりますので、今も見ていただくと、議論の内容の確認がすることができると思います。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 2点お伺いします。

この緑化を、2年10カ月で完了ということになるんです。緑化という、概念規定、これはどういうふうを担当課としては踏んでいるのでしょうか。

○世古安秀委員長 課長補佐。

○中村課長補佐 契約管財係の中村です。よろしくお祈いします。

緑化協定書においても、この緑化というのは定義をしておりまして、そのまま申し上げさせていただきます。第2条に、菅島採石場において緑化とは、のり面成形工（緑化のための採石及び緑化工とする）とありますので、当然、ここでいうのり面成形工というのは、緑化を進めていく上での、どうしても形をつくるという意味の採石と、それと、あと文字どおり、先ほど課長がおっしゃいましたが植栽とか等の、誰が見てもわかるような緑、この2つをもって、協定書上では緑化というふうに定義をしております。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 ですから、緑化完了ということは、植えたら緑化なんだと、目視で菅島の山が緑になったなどということは関係ないわけですね。育たなくても植えて、それで緑化完了ということに、一応定義としてはなっておるんです。本来であれば、僕これは一般質問でしたけれども、緑化というのは、目視で7割、山が緑になったというのを緑化というんです。専門サイドでは、しかし鳥羽の場合はそうになっておりません。

それで、その緑化工なんだけれども、さっきの説明では、新しい手法を、ウンボを入れて、これ2年10カ月、3年しかないのに今のそんなことをやっておると、果たしてこれで協定書どおり完了ということが言えるのかというのは、僕は甚だ疑問です。また、10年と、同じように活着ということは言われ続けてきて、なおそれが、まだできないと、このままさらに2年10カ月たった、あと半年、そうなるというときに、まだできませんと、もっとかかりますと、あと5年また延長ですというようなことに、断じて今度はならんように、我々議会も監視するけれども、担当課としても努力してほしいというふうに思います。

次に、3点目、保育所の給食調理民営化についてお聞きします。

本当は、一般質問でやる予定だったんですけども、ちょっと、質問通告が僕、保育所までできていなかったもんで、ちょっときょうになりました。担当課としては申しわけないというふうには思うんですけども、ちょっと聞かせてほしいと思うんです。

この行革推進プログラムでは、給食、保育園の給食調理も外部委託を推進するため、学校給食、中央共同調理場も含め、全体的な方向性を、教育委員会とともに検討するというふうになっておりまして、取り組みできる効果は、保育所及び学校給食の安定供給と、業務の外部委託によるコストの削減ということになっております。30年度で、全て終わって委託する業務範囲の決定及び体制整備、委託実施計画の作成ということになっ

ております。ですから、31年度はもう、去年で終わっておるということになるんですけども、どこまで進展しておるのかということについて、私は、この進展を推奨しておるんじゃないんです。進展していないということは、僕はこれは評価しておるんです。何で進展しておらんのかという、責めている、そのための質疑ではないんです。それをちょっと紹介、どの程度来ておるのかと、それをそもそも、担当課長、こんなことも、行革プログラムに上がっているんやけれども、そんなもの、とんでもないことなもので、やっておりませんということなのか、そのあたり、ちょっと紹介してください。

○世古安秀委員長 健康福祉課副参事、岡本副参事。

○岡本副参事 行革、改革推進プログラムで掲げています、保育所給食調理業務の外部委託の推進につきましては、学校給食の方向性とか、調理員さんの配置とか、そういう状況を勘案して、30年度に掲げている実施計画の作成には、現在のところ至っておりません。

ご承知のとおり、既に神島、菅島、桃取の3カ所の保育所については、委託を既に行っておりまして、今後、児童数の推移、減少したり、今後の保育所のあり方、そういうのもしっかりと、ちょっと見きわめて、推進プログラムのタイムスケジュールの見直しをして、今後この外部委託の推進というのを、それぞれ適切な方針を見出して進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 ここでは、余り深く詰めませんけれども、スケジュールを見直して適切な方向を見出すと、この適切な方向というのが、僕はちょっと含蓄のある答弁だというふうに思うんです。ですから、その適切な方向が、本当にこの行革で、保育所の調理も全部民間委託で、子供らの、保育園児の健康を心配しないでいいようにお願いをしたいというふうに思うんです。

それから、給食新聞、これ通告しましたっけ。給食新聞に、調理員さんと保育園児の交流が描かれております。これはどのようなものでしょうか。それと、あわせて、市のホームページで、僕これ楽しみにしておりますよ、保育所の給食献立表と給食だよりというのを。ですけども、この1年間、更新されておられませんけれども、その理由もあわせてお聞かせください。

○世古安秀委員長 健康福祉課副参事、2つお答えください。

○岡本副参事 給食新聞につきましては、健康福祉課の管理栄養士の者が作成に当たっています。

この給食新聞については、ご承知のとおり、この食事、喫食をともにする子供たちの姿、それと調理員さんの、例えばこの食材はどういったものに効果があるのかとか、黒板に赤、黄色、緑と示して、それぞれの食材を当てはめて食材の説明をしたり、あと、クッキングを、例えば自園でつくったタマネギをむいて、それを例えばカレーとか、そういう食材に充てる、そういう調理員さんと子供さんの交流、そういう姿も、その新聞にはあらわささせていただいております。その調理員さんと子供たちのなごやかなひとときを過ごすというのをメインにその新聞には掲げておると思います。

もう一つの、給食献立表等、給食だよりで、ホームページにアップがされていないというご指摘だったんですけども、その2つにつきましては、保育所への掲示と、また保護者さんの皆さんにそれぞれ配付をされていますので、ちょっとそこの安心感というのがあって、ホームページのアップがちょっとストップしていた状

況であります、今のところ。

ですから、今後はたくさんの方にもその献立表等、たよりを見ていただくようにアップのほうをするよう心がけていきたいと考えております。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 この給食新聞でも、調理員さんと園児の交流というのはメインだというふうな答弁でした。僕も拝見して、この調理員さんが保育所の中で子供たちに交流しながら説明している、そういう写真も一遍掲載されておりました。本当に心温まるいい方法だというふうに思うんです。

これが、民間委託になりますと、これ業務、そういうことはできなくなります。というのは、偽装請負ということなんで、そこまで調理員さんが、園児の現場へ来て説明をするということとはできないんです。調理業務しかできないんです。これはまた一般質問でやりますけれども。ですから、今、給食新聞でメインにしているようなことができないということになります。

そして、献立表と給食だより、これは、僕らのような者が楽しみにしている者もおりますので、ぜひアップをお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○世古安秀委員長 以上で、その他の項について終わります。

これをもちまして、委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましては、ご一任を願います。

以上で、総務民生常任委員会を散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時30分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和元年6月18日

総務民生常任委員長 世 古 安 秀